

新旧対照表 余裕期間を設定する工事実施要領

旧 (H26. 10. 22 付土技第 8756 号)	新 (R5. 1. 25 付土技第 258 号)	備考
<p>1. 趣旨</p> <p>この要領は、定められた実工期の前に余裕期間を設けることにより、受注者に建設資材、労働力確保等を計画的に準備するための時間的な余裕を与え、もって円滑な工事施工に資するよう、余裕期間を設定する工事の実施方法を定めたものである。</p>	<p>1. 趣旨</p> <p>この要領は、定められた実工期の前に余裕期間を設けることにより、受注者に建設資材、労働力確保等を計画的に準備するための時間的な余裕を与え、もって円滑な工事施工、<u>更なる「働き方改革」の促進のため</u>、余裕期間を設定する工事の実施方法を定めたものである。</p>	<p><u>下線赤字を追記</u> (新たな目的を追記)</p>
<p>2. 用語の定義</p> <p>次に掲げた用語は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1) 全体工期：余裕期間と実工期の合計で、始期と終期を明示した期間のこと。</p> <p>2) 実工期：実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。</p>	<p>2. 用語の定義</p> <p>次に掲げた用語は、それぞれに定めるところによる。</p> <p><u>(1) 工事の始期：実際に工事に着手する日 (着手届を行う日)</u></p> <p><u>(2) 工事の終期：工事完成期限日</u></p> <p><u>(3) 余裕期間：契約締結日の翌日から工事の始期の前日までの期間</u></p> <p><u>(4) 実工期：実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む、工事の始期から工事の終期までの期間。</u></p> <p><u>(5) 全体工期：余裕期間と実工期を合計した期間</u></p>	<p><u>下線赤字を追記</u> (「2. 用語の定義」を追記)</p>
<p>3. 対象工事</p> <p>実施対象工事は、次の基準により選定するものとする。</p> <p>1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事。</p> <p>2) 年度内 (翌債等が設定済みの場合は当該期間内) に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件 (設計変更による所要日数の増、工事中止による工期延長等) を考慮して繰越が生じない工事。</p> <p>ただし、余裕期間を設定したことにより、翌債等で承認された期日を超えるような工事や、実工期がみだりに短縮されるような工事は、対象外とする。</p>	<p>3. 対象工事</p> <p><u>沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事を対象とすることができ</u> <u>きる。</u></p> <p><u>ただし、余裕期間以外の実工期の設定において「土木工事施工条件明示の手引き」、「土木工事における適切な工期設定の考え方」、週休2日の確保等に考慮した適正な工期の設定を行うこと。</u></p> <p><u>なお、余裕期間の設定においては、繰越が生じる工事、翌債等で承認された期日を超えるような工事等は、主務課と相談し設定すること。</u></p> <p>余裕期間は、あくまで発注者の判断により工事毎に必要なに応じて設定するものであり、全ての工事に設定するものではない。</p>	<p><u>下線赤字を改定、追記</u> (余裕期間以外の実工期の設定において新たに、参考となる要領等を追記)</p>

新旧対照表 余裕期間を設定する工事実施要領

旧 (H26. 10. 22 付土技第 8756 号)	新 (R5. 1. 25 付土技第 258 号)	備考
<p>なお、余裕期間は、あくまで発注者の判断により各工事毎に必要なに応じて設定するものであり、基準を満たす全ての工事に設定するものではない。</p>		
<p>4. 工期の設定</p> <p>(1)発注者は発注しようとする工事のうち、3の基準により選定した工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定することができる。ただし、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は行なわないものとする。</p> <p>(2)発注者は、あらかじめ「余裕期間の日数」または「実工期の始期」を指定し、仕様書に記載することとする。</p>	<p>4. 余裕期間の設定</p> <p>(1)<u>工期設定において、6ヶ月</u>を超えない範囲内で余裕期間を設定することができる。</p> <p>ただし、余裕期間の設定にかかる積算上の割増 <u>(工期変更に伴う共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の変更等)</u> は行なわないものとする。</p> <p>(2)発注者は、あらかじめ「余裕期間の日数」または「実工期の始期」を指定し、特記仕様書等に記載すること。</p> <p><u>(3)契約締結の日から実工期開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行なうこととし、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行なわせてはならない。</u></p> <p><u>なお、余裕期間内に行う準備（設計図書等の確認、建設資材・労働力確保等の余裕期間内に行う準備等）は、受注者の責により行うものとする。</u></p> <p><u>(4)余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者等の配置は不要とする。</u></p>	<p><u>下線赤字を追記</u> (余裕期間を国に合わせ3ヶ月から<u>6ヶ月へ変更</u>) (旧5.に記載されていた文言を新4.(3)、(4)に転記)</p>
<p>該当なし</p>	<p><u>5. 余裕期間制度の各方式</u></p> <p><u>発注者は、工事内容・改善効果等を勘案し、発注者指定方式、任意着手方式及びフレックス方式から方式を選定する。。</u></p> <p><u>(1)発注者指定方式</u></p> <p><u>公告及び特記仕様書等で発注者が示した（以下「発注者が示した」という。）余裕期間内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方</u></p>	<p><u>下線赤字を追記</u> (各方式の説明を新たに追記)</p>

新旧対照表 余裕期間を設定する工事実施要領

旧 (H26. 10. 22 付土技第 8756 号)	新 (R5. 1. 25 付土技第 258 号)	備考
	<p><u>式で、発注者が工事の始期をあらかじめ指定しているため、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までの期間が、余裕期間となる。</u></p> <p><u>(2)任意着手方式</u></p> <p><u>受注者が工事の始期を発注者が示した余裕期間内で選択できる方式で、実工期は、受注者が決定した工事の始期から発注者が指定する実工期を加えたもので、契約締結日の翌日から受注者が決定した工事の始期の前日までの期間が、余裕期間となる。(工事の始期を変更した場合でも、実工期の日数は変更しないものとし、工事の始期に合わせて日数を前倒しするものとする。)</u></p> <p><u>(3)フレックス方式</u></p> <p><u>受注者が工事の始期と終期を発注者が示した全体工期内で選択できる方式で、受注者が決定した工事の始期から終期までが実工期となり、契約締結日の翌日から受注者が決定した実工期の始期の前日までの期間が、余裕期間となる。</u></p> <p><u>注) 当初契約後、受注者において余裕期間内に施工体制及び建設資材の確保が図られた場合に、受発注者協議により着手可能とする場合は、任意着手方式、フレックス方式を選択。</u></p>	
該当なし	<p><u>6. 工事の始期の設定</u></p> <p><u>余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定め、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書(様式-1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通知(提出)する。</u></p> <p><u>なお、工事の始期の設定にあたっては、本要領8.(4)等を考慮し受</u></p>	<p><u>下線赤字を追記</u> (説明を新たに追記)</p>

新旧対照表 余裕期間を設定する工事実施要領

旧 (H26. 10. 22 付土技第 8756 号)	新 (R5. 1. 25 付土技第 258 号)	備考
	<u>注者の責において設定すること。</u>	
該当なし	<p><u>7. 実工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方</u></p> <p><u>(1)発注者指定方式、任意着手方式</u></p> <p><u>発注者指定方式、任意着手方式の当初契約後における工期変更は、従来通り「工事請負契約における設計変更ガイドライン」等により、その必要性を判断し決定する。</u></p> <p><u>(2)フレックス方式</u></p> <p><u>①実工期決定（当初契約）後における工期変更の考え方</u></p> <p><u>フレックス方式において、契約後に受注者が希望する場合、余裕期間及び実工期（以下「工期等」という。）に関わらず、工期変更理由※1を明示した工事打合せ簿及び変更工程表を発注者へ提出することにより、発注者が示した工事完成期限内で工期等の工期変更協議を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、発注者が示した工事完成期限を超えて工期等の延長が必要な場合は、従来通り「工事請負契約における設計変更ガイドライン」等により、受発注者で協議し決定する</u></p> <p><u>※1：変更理由については、下記1)～3)が想定される。</u></p> <p><u>1)施工体制等（配置予定技術者の配置等）及び建設資材の確保が図られた場合</u></p> <p><u>2)働き方改革の推進を目的とした、週休2日（4週8休）の確保を行う場合</u></p> <p><u>3)その他、特別な理由がある場合</u></p> <p><u>②工期の変更方法</u></p>	<p><u>下線赤字を追記</u></p> <p><u>（説明を新たに追記）</u></p>

新旧対照表 余裕期間を設定する工事実施要領

旧 (H26. 10. 22 付土技第 8756 号)	新 (R5. 1. 25 付土技第 258 号)	備考
	<p><u>工期等に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行なうこととし、その手続きは「沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領(案)第 11 条(工期の変更)」を準用して行うものとする。</u></p>	
<p>5. 契約関係の取扱いについて</p> <p>(1) 契約書に記載する工期は、全体工期とする。</p> <p>(2) CORINS 登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行なうものとする。</p> <p>(3) 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者等の配置は不要とする。</p> <p>(4) 契約書第 3 条に基づく工程表については、余裕期間を記入したものを提出させるものとする。</p> <p>(5) 着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）については、実工期の始期に提出させるものとする。</p> <p>(6) 受注者において余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員は協議を行い、速やかに工事着手させるとともに、着手関係書類を提出させるものとする。</p> <p>(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行なうこととし、その手続きは「沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領(案)第 11 条(工期の変更)」を準用して行うものとする。ただし、変更契約については、変更後の工期末（債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末および変更後の工期末）までに行なうことができるものとする。</p>	<p>8. 契約関係の取扱い</p> <p><u>(1) 契約書記載方法</u></p> <p><u>① 発注者指定方式</u></p> <p><u>公告及び特記仕様書等に記載されている全体工期を記載する。</u></p> <p><u>② 任意着手方式及びフレックス方式</u></p> <p><u>受注者から提出された「エ期通知書(様式-1)」に記載された全体工期を記載する。</u></p> <p><u>(2) コリンズ等に記載するエ期、技術者情報（従事期間等）</u></p> <p><u>① 共通仕様書 1-1-7 の規定にかかわらず、受注時のコリンズへの登録については、工事の始期後 10 日以内（休日を除く）に登録するものとする。なお、コリンズ登録において、「契約工期」の「開始年月日」は契約日（※）を、「実工期」の「開始年月日」は実工期の始期を記載するものとする。</u></p> <p><u>技術者の登録は、「実工期」期間の従事期間の登録を行うものとする。</u></p> <p><u>② その他関係書類に記載するエ期について、契約工期と実工期の区別がない場合は、「実工期」期間の始期から終期までを記載する。</u></p> <p><u>※ 余裕期間を適用しない工事の場合は、エ期の始期を記載</u></p>	<p><u>下線赤字を追記</u> (説明を新たに追記)</p>

新旧対照表 余裕期間を設定する工事実施要領

旧 (H26. 10. 22 付土技第 8756 号)	新 (R5. 1. 25 付土技第 258 号)	備考
<p>(8)発注者は、契約書第 35 条第 2 項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、受注者に対して前払金を支払うことはできない。</p> <p>(9)契約保証の期間については、全体工期を満たすものとする（契約保証日が契約日と同じになるのは、通常の工事契約と同じ）。</p>	<p style="text-align: center;"><u>するため注意。</u></p> <p>(3)着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）については、実工期の始期に提出する。<u>(契約書第 3 条に基づき提出する工程表は「実工期」で作成する。)</u></p> <p>(4)発注者は、契約書の規定にかかわらず、工事の始期以降でなければ、受注者に対して前払金を支払うことはできない。</p> <p>(5)契約保証の期間については、全体工期を満たすものとする（契約保証日が契約日と同じになるのは、通常の工事契約と同じ）</p>	
	<p><u>9. その他</u></p> <p><u>(1)実施対象工事に係る入札の公告及び特記仕様書の記載事項については、別記によるものとする。注) 上記 9. (3)の場合、受注者は、発注者から指示のある工期の始期までに必要な書類等を提出する必要がある。</u></p>	
<p>附 則</p> <p style="padding-left: 20px;">この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>1. 本要領は令和 5 年 4 月 1 日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。</u></p> <p><u>2. 「余裕期間を設定する工事実施要領」について（平成 26 年 10 月 22 日付土技第 756 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。</u></p>	<p><u>下線赤字を追記</u> (新たに追記)</p>